

## 留意事項

### ■ 添付書類は不要

- 市町村から提供を受ける所得情報により、年金生活者支援給付金の支給要件を満たしているか判定しますので、基本的に課税証明書等の添付は必要ありません。  
※ 所得情報を確認できない場合など、提出をお願いする場合があります。
- 支給要件を満たす場合、2年目以降のお手続きは原則不要となります。
- 支給要件を満たさなくなった場合、年金生活者支援給付金は支給されません。その際は「年金生活者支援給付金 不該当通知書」をお送りします。

### ■ 給付額の改定

- 給付額は、毎年度、物価の変動による改定（物価スライド改定）があります。
- 給付額を改定した場合は「年金生活者支援給付金 支給金額改定通知書」をお送りします。

### ■ 年金生活者支援給付金が支給されない場合

- 次の①～③のいずれかの事由に該当した場合、年金生活者支援給付金は支給されません。
  - ① 日本国内に住所がないとき
  - ② 年金が全額支給停止のとき
  - ③ 刑事施設等に拘禁されているとき
- ①または③の場合は必ず届出が必要となりますので、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所にご相談ください。

### ■ 世帯構成が変更になった場合等

- 所得等の要件により不該当となった方でも、世帯構成の変更や所得額の更正等により支給要件に該当した場合は、その後、あらためて請求書をご提出いただくことで年金生活者支援給付金を受給することができます。

### ■ ご記入が困難な場合

- 請求書の氏名などを自筆でご記入いただくことが困難な場合には、代理人などがご本人の氏名などをご記入いただけます。

## 給付金のお問い合わせは「給付金専用ダイヤル」へ！

『給付金専用ダイヤル』： **0570-05-4092（ナビダイヤル）**

050 から始まる電話でおかけになる場合は **（東京）03-5539-2216**

<受付時間>

|       |               |                               |
|-------|---------------|-------------------------------|
| 月曜日   | 午前8:30～午後7:00 | * 月曜日が祝日の場合、翌開所日は午後7:00まで。    |
| 火～金曜日 | 午前8:30～午後5:15 | * 土日（第2土曜日を除く）、祝日、12月29日～1月3日 |
| 第2土曜日 | 午前9:30～午後4:00 | はご利用いただけません。                  |

○ お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

（注）間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

## 年金生活者支援給付金請求手続きのご案内

（令和5年4月版）

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

- ✓ 給付金を受け取るには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。  
なお、裏面の支給要件に該当しない場合は支給されません。

### ■ 請求手続きの流れ

- ① 請求書に、氏名などを記入してお近くの**年金事務所**に提出  
※ これから基礎年金を請求する方は、基礎年金の請求書と一緒に提出してください。

郵送による提出も可能

- ② 審査結果の通知が日本年金機構から到着  
※ 年金の請求書と併せてご提出の場合、給付金の通知は年金証書送付後にお送りします。

支給決定の通知が届いた場合

- ③ お支払い月の上旬に、振込通知書が日本年金機構から到着

- ④ 通知書に記載のある給付額が年金に上乗せ支給

- 給付金のお支払いは、原則、2カ月分を翌々月の中旬に年金と同じ受取口座に、年金とは別途お支払いします。  
例えば、4月分と5月分を、6月中旬（年金の支払い日と同日）に振り込みます。
- 原則、請求した月の翌月分からのお支払いとなりますので、速やかな請求手続きをお願いします。

ご不明な点がございましたら、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせください。

『給付金専用ダイヤル』： **0570-05-4092（ナビダイヤル）**



## 支給要件と給付額の計算方法

### 老齢（補足的老齢）年金生活者支援給付金の概要

#### ■ 支給要件

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 65歳以上※1で、老齢基礎年金※2を受けている
  - ② 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
  - ③ 前年の年金収入額※3とその他の所得額の合計が881,200円以下である
- ※1 請求書は、65歳になる誕生日の前日以降にご提出ください。  
※2 旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金についても対象となります。  
※3 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

#### ■ 給付額

給付額は、保険料納付済期間等に応じて算出され、次の①と②の合計額となります※1。

##### ① 保険料納付済期間に基づく額（月額）

$$= 5,140円 \times \text{保険料納付済期間}^{\ast 2} / 480\text{月}^{\ast 3}$$

##### ② 保険料免除期間に基づく額（月額）

$$= 11,041円^{\ast 4} \times \text{保険料免除期間}^{\ast 2} / 480\text{月}^{\ast 3}$$

- ※1 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が781,200円を超え881,200円以下の方には、①に一定割合（注）を乗じた補足的老齢年金生活者支援給付金が支給されます。  
（注） $(881,200円 - \text{前年の年金収入と所得の合計額}) \div 100,000円$ で計算します。
- ※2 給付額の算出のもととなった保険料納付済期間や保険料免除期間は、お手持ちの年金証書や支給額変更通知書等で確認できます。
- ※3 昭和16年4月1日以前に生まれた方は、生年月日に応じて480月を短縮します。
- ※4 保険料免除期間に乗じる金額は、毎年度の老齢基礎年金の改定に応じて変動します。  
・昭和31年4月2日以後生まれの方は、保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は11,041円（老齢基礎年金満額（月額）の1/6）、保険料1/4免除期間は5,520円（老齢基礎年金満額（月額）の1/12）となります。  
・昭和31年4月1日以前生まれの方は、保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は11,008円、保険料1/4免除期間は5,504円となります。

給付額の例 【昭和31年4月2日以後生まれの方】

#### ➤ 納付済月数が420カ月、全額免除月数が0カ月の場合

- ①  $5,140円 \times 420 / 480\text{月} = 4,498円$
  - ②  $11,041円 \times 0 / 480\text{月} = 0円$
- <合計> ① 4,498円 + ② 0円 = 4,498円（月額）

#### ➤ 納付済月数が240カ月、全額免除月数が60カ月の場合

- ①  $5,140円 \times 240 / 480\text{月} = 2,570円$
  - ②  $11,041円 \times 60 / 480\text{月} = 1,380円$
- <合計> ① 2,570円 + ② 1,380円 = 3,950円（月額）

- ※ ①②のそれぞれの計算結果に50銭未満の端数が生じたときは切り捨てて、50銭以上1円未満の端数が生じたときは1円に切り上げて計算します。

本パンフレットに記載の給付金額等は令和5年4月時点の金額です。

### 障害年金生活者支援給付金の概要

#### ■ 支給要件

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 障害基礎年金※1を受けている
  - ② 前年の所得額※2が「4,721,000円 + 扶養親族の数 × 38万円※3」以下である
- ※1 旧法の障害年金、旧共済の障害年金であって、政令で定める年金についても対象となります。  
※2 障害年金等の非課税収入は、年金生活者支援給付金の判定に用いる所得には含まれません。  
※3 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

#### ■ 給付額

障害等級により次のとおりです。

- 障害等級が1級の方：6,425円（月額）
- 障害等級が2級の方：5,140円（月額）

### 遺族年金生活者支援給付金の概要

#### ■ 支給要件

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 遺族基礎年金を受けている
  - ② 前年の所得額※1が「4,721,000円 + 扶養親族の数 × 38万円※2」以下である
- ※1 障害年金等の非課税収入は、年金生活者支援給付金の判定に用いる所得には含まれません。  
※2 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

#### ■ 給付額

- 5,140円（月額）

ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,140円を子の数で割った金額がそれぞれにお支払いとなります。

給付額の例

#### ➤ 3人の子が遺族基礎年金を受給している場合（一人あたりの金額）

$$5,140円 \div 3 = 1,713.333\cdots \Rightarrow 1,713円（月額）$$

- ※ 計算結果に50銭未満の端数が生じたときは切り捨てて、50銭以上1円未満の端数が生じたときは1円に切り上げて計算します。